

### 産科医について

**質問** 平成二十年の新病院オープン時に産婦人科診療ができないという事態だけは避けたいと思うが、今後の産科医の派遣見込みを伺いたい。

**答弁** 関係大学ばかりではなく、他の大学にも機会があることに働きかけるとともに、インターネット等も活用して募集を行ってきた。しかし、東北地方の医学部産婦人科への入局医師は、六大学を合わせても今年度八名にとどまり、弘前大学医学部産婦人科においては一人もおらず、また、医局員も二名少なくなっているという状況から、早期に産科医を確保することとは難しい状況になっている。

**質問** 産婦人科医不在の根本原因は、どのようなことから始まったか伺いたい。  
**答弁** 産科医は、深夜の出産など緊急の呼び出しが多い上に拘束時間も長い。したがって、医師の肉体的、精神的な負担が大きい。そして、医療事故が多い。さらに、医療事故に絡む訴訟が増えていることなどから

産婦人科を志望する医師が減少しているということが背景になっていると言われている。また、女性の産婦人科医が増えているが、女性の産婦人科医師の場合は結婚や出産などを機会に職を離れ、そして子育てが一段落して復職する場合などには比較的自由のきくクリニック、医院の開業を目指すケースが多いようである。



産科医を待つ中央病院産婦人科外来

### 国民年金不正免除について

**質問** 当市における国民年金保険料の不正免除の可能性はあるのか伺いたい。

**答弁** 当市の国民年金業務は、平成十四年度から法定受託業務として各種の届出書の受理が主な事務となっている。したがって、被保険者本人が来庁し、窓口で直接申請をし、そこで市は

免除申請を受け付けをして記入漏れ等の審査をした後に八戸社会保険事務所に申達をする。このため、市の業務には免除等の権限はまったくないので、今回の不正免除のようなことは、事例としてない。

### 環境行政について

**質問** 環境保全率先行動計画のグリーン購入推進基本方針の趣旨からいくと、公用車の小型化や低公害車の導入は必然かと思われるが、現状はどうなっているのか、また、今後の方針を伺いたい。

**答弁** 本年四月一日現在で保有している公用車百六十台のうち、軽自動車は二十台、低公害車は十七台と

なっている。  
今後の方針として市では、平成十七年三月に「十和田エコオフィスプラン」を策定し、環境保護に鋭意取り組んできているところであり、公用車についても、同計画で更新や新規購入については低公害車の導入検討及び使用実態を踏まえた大きさの自動車を選択することなど、三項目を定めて実践している。今後、この計

画に積極的に取り組み、推進することで環境の負荷を低減し、環境保全に市民の模範として努めていきたい。

### ポイ捨て禁止条例について

**質問** 観光基本計画を策定したこの機会にポイ捨て禁止条例というような一目でその内容がわかる条例を制定し、住民はもとより対外的なアピールをしていくべきと考えるが、どのような考えか伺いたい。

**答弁** 廃棄物処理法による県の空き缶等散乱防止条例では、散乱防止重点地区として十和田湖、奥入瀬溪流、青楓山・官庁街通り周辺の四力所が指定を受けており、その四力所を初め、市内全域を対象に環境美化推進員あるいは不法投棄監視員が定期的に巡回をして、ポイ捨て及び不法投棄の監視、指導、実態調査を行い、意識の啓発に取り組んでいるところである。

今後の方針としては、ゴミのポイ捨て問題は、何よりも基本的に市民一人一人のモラルに負うところが大きいと考えており、したがって、今後も引き続き広報紙及びパンフレット等によ

り啓発を図っていききたい。



元気にグラウンドゴルフを楽しむ市民

### 高齢者の自立支援について

**質問** 高齢者の生きがい支援をどのように進めようとしているのか伺いたい。

**答弁** 高齢者を総合的に支援するための地域包括支援センターを設置し、元気な高齢者に対しては、介護予防についての知識普及と支援を目的で介護予防教室を身近な集会所で実施している。外出が少なくなってきた高齢者に対しては、生きがいや楽しみとなる市内の温浴施設を活用した介護予防教室を取り入れるなど参加しやすい環境に努めて

いる。具体的には、身近な集会所を利用し、実施している介護予防教室は、今年度三百四十五回、延べ五千二百三十五人、市内の温浴施設を利用した教室は、年間百七十回、延べ七千人の参加を予定している。

### 安心電話事業について

**質問** 高齢者一人暮らし宅の安心電話設置について、合併前の旧町では個人負担がなかったものが、新市となってからは設置した一年間は月額五百円、次年度からは月額千円の倍額の自己負担となるようだが、今後はどのようなになるのか伺いたい。

**答弁** 今回の介護保険法の改正に伴う事業の見直しにより、この事業の継続については低所得者の安心電話設置にかかる費用の助成は継続するが、維持管理費である電話代等の実費相当分については利用者から負担していただくこととした。しかし、十八年度は、低所得者の方々への配慮として、月額利用者の半額に当たる五百円を助成することとしている。来年度については未定である。